

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案要綱

- 一 主務大臣は、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するた
め必要があると認めるときは、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）に対し、
必要な措置をとることを求めることができるものとする。 （第二十四条第一項関係）
- 二 機構は、主務大臣から一の規定による求めがあつたときは、その求めに応じなければならないものとす
ること。 （第二十四条第二項関係）
- 三 この法律は、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関す
る協定の効力発生の日又は核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同によ
る実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の効力発生の日のうちいずれか早い日から施
行するものとする。 （附則関係）